

「在宅生活ハンドブック No. 23」

運転免許証の取得・更新と 自動車の購入・改造

別府重度障害者センター
(理学療法部門 2015)

も く じ

はじめに	1
I 運転免許証の取得と更新の手続き	1
1.身体障害者の運転免許証の取得と更新	1
(1) 運転免許証取得と更新時の手続きの流れ	1
(2) 適性検査について	3
(3) 自動車教習所について	4
(4) 運転免許証の返納について	4
2.障害者のための自動車関係の制度	5
(1) 自動車に関する減免制度、助成制度について	5
(2) 利用できる自動車関係の制度について	8
II 自家用車の購入と改造	9
1. 介護用福祉車両の種類	9
2. 自家用車の選択	12
(1) 自家用車購入、改造の流れ	12
(2) 自家用車を選ぶポイント	14
3. 自家用車の改造(運転補助装置)	16
(1) 手動運転装置	16
(2) 旋回装置(旋回ノブ)	17
(3) シフトレバーサポート	18
(4) サイドブレーキサポート	18
(5) 手動サイドブレーキレバー	18
(6) 各種スイッチの増設・移設	18
(7) トランスファーボード	19
(8) ドアの開閉補助	19
(9) スタータースイッチ	19
(10) ケイレン止めプレート、跳ね上げ式アクセル・ブレーキ	20
(11) 車椅子収納・格納装置	20

はじめに

自動車の使用は、頸髄損傷をはじめとした障害者にとって、行動範囲が広がり、交友関係や社会参加の拡大につながる手段として大変重要なものです。近年、道路交通法の改正をはじめ、自動車の安全性能の向上、運転補助装置や自動車改造の開発と改良が進んだことにより、障害者が自動車を運転できる可能性が広がっています。

ここでは、障害者が自動車を運転するために必要な運転免許証の取得と更新、障害者の自動車に関係する各種制度、自動車の購入と改造について紹介します。

I 運転免許証の取得と更新の手続き

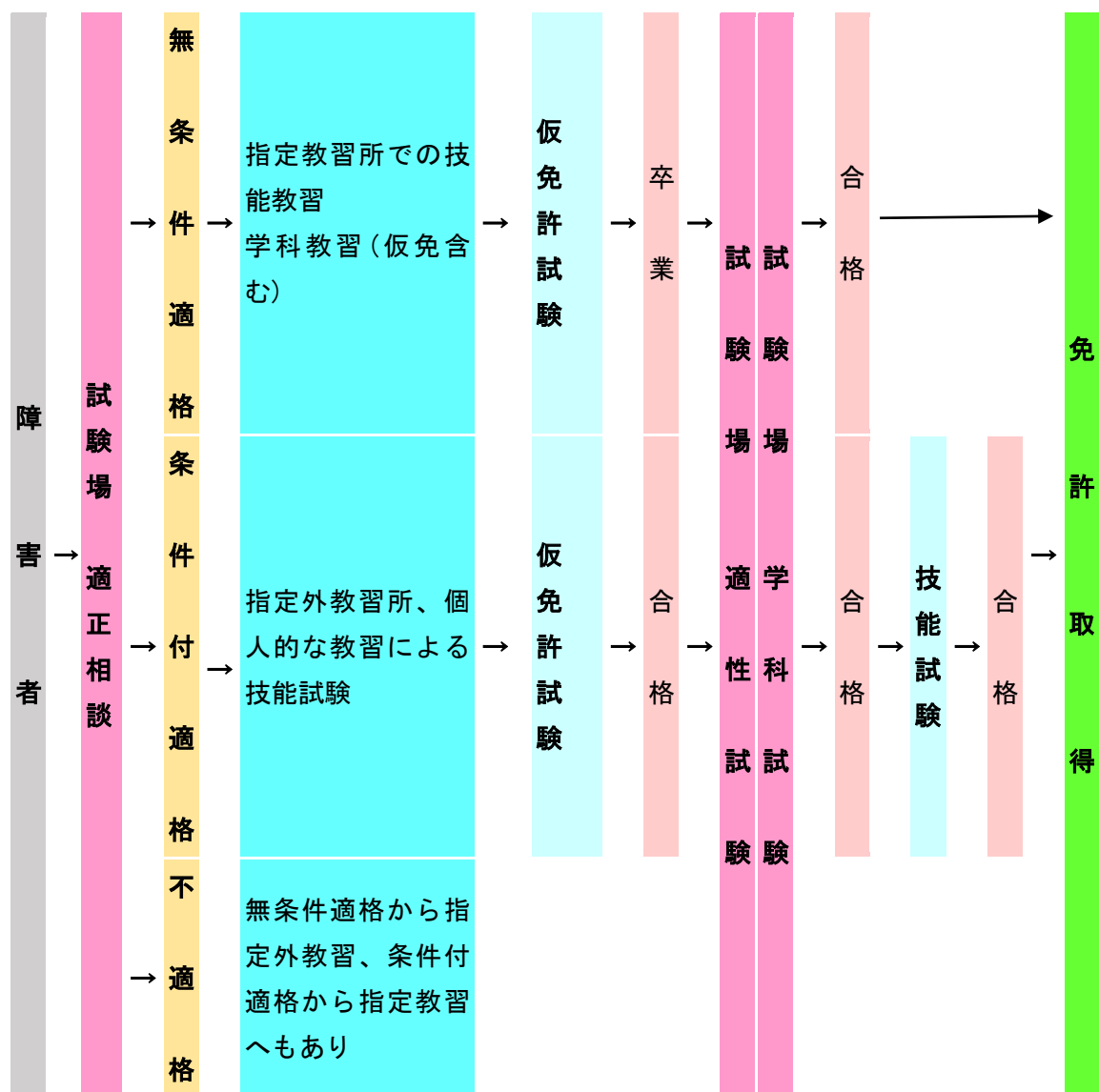
1. 身体障害者の運転免許証の取得と更新

障害者が自動車を運転するとき、新規に運転免許証を取得する場合と、既に所持している運転免許証で運転を再開する場合に分けられます。どちらの場合にも、各都道府県の運転免許センターにおいて、運転することが出来るかどうかの判断を仰ぐ必要があります。この項では、それらの手続きについて説明します。

(1) 運転免許証取得と更新時の手続きの流れ

(ア) 運転免許証の新規取得の場合

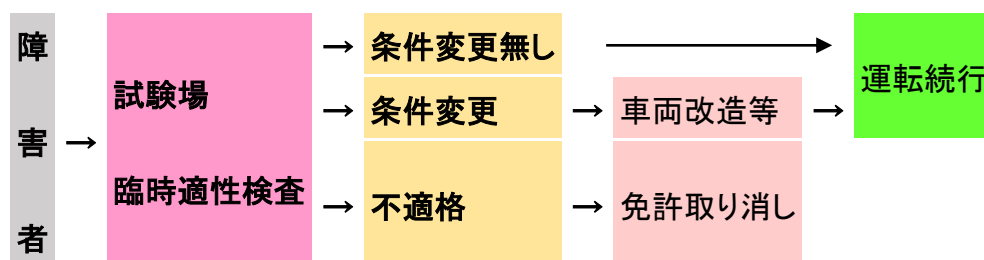
障害者が運転免許証を新規に取得する際には、まず運転免許センターにおいて、障害の程度が自動車を運転することができる範囲かどうかを判断するための適性相談を受ける必要があります。適正相談の結果によって、無条件適格、条件付適格、不適格のいずれかの判断を受けます。条件付適格とは、運転は可能であるが、運転にあたり、免許の種類や車両の種類・構造の限定や、補装具の使用等の条件を必要とする場合です。自動車の運転に際して車両改造が必要との判断の場合、条件付適格となります。



(イ) すでに所持している有効期限内の免許証で運転を再開する場合

運転免許証を新規取得する場合と同様、運転免許センターにおいて、臨時運転適性検査を受ける必要があります。個々の身体障害の程度が運転に適正な状態かどうかの判断と、運転に際して条件変更なし、条件変更、いずれかの判断を受けます。条件とは安全な自動車運転が可能な条件が付される等の変更で、変更の内容としては、「手動運転装置付き自動車に限る」、「AT車限定」等が挙げられます。不適格と判断された場合で、運転を希望される場合は新規取得時と同様の手続きを適正検査の練習後に改めて行う必要があります。

なお、免許証の更新時まで、運転を行わない場合は免許の更新時に運転適性検査を受ける必要があります。



(エ) 運転免許証の更新ができなかった(やむを得ず失効)場合

「やむを得ず失効」とは、傷病、海外渡航、身体拘束等のやむを得ない理由で免許証の更新ができず、有効期限が過ぎてしまった場合です。更新手続きを忘れていた場合の「うっかり失効」は、6カ月以内に手続を行い、運転適性検査に合格し、講習を受講すれば免許証が交付されますが、「やむを得ず失効」ではやむを得ない理由を証明する資料の提出が必要となります。

また、病気等を理由に免許証を失効してしまったとき、失効の対象となった病気等が回復(医師の診断により)した場合、その方の免許が失効した日から3年以内であれば、運転適性試験に合格し講習を受講すれば免許証が交付されます。この手続きを行うときには、必ず医師の診断書の提出が必要です。

(2) 適性検査について

障害者が運転免許証を取得するためには、各都道府県の運転免許センターにおいて適性相談(適性検査)受ける必要があります。適性検査の検査項目、内容については各都道府県で異なるため、早めに電話等での問い合わせが必要です。自動車運転シミュレーターを用いてのアクセル・ブレーキ操作能力やハンドル旋回能力が適性検査項目として設けられている場合は、各操作における合格基準、シミュレーターの移乗に介助者を要してもよいか、運転免許センターに設置してある運転手動装置の操作部の型等の情報を問い合わせ時に聞いておくといでしょう。

(3) 自動車教習所について

自動車教習所の選択については、適正検査を受けた運転免許センターで助言を受けることができます。教習所施設のバリアフリー化や運転補助装置を付けた教習車を用意している教習所も増えてきており、近年は障害者も通学しやすい環境になってきています。

しかし、通学において多くの介助を必要とする場合は対応ができない等の入校条件がある場合や、自身の条件にあった教習車両がない等の理由で自身の条件に合った改造車を持ち込んで教習を受ける必要がある場合もあるため、詳しくは各教習所に問い合わせして下さい。

(4) 運転免許証の返納について

障害によって運転が困難になった場合や、運転に不安を感じる方は運転免許証を自主的に返納することができます。そのような場合、「運転経歴証明書」を各運転免許センターで申請、交付することができます。運転経歴証明書は運転免許証を返納した日からさかのぼって5年間の運転経歴を証明するもので、運転免許証と同様に身分証明書として用いることができます。

免許証を自主返納した方に対して、バスやタクシーのチケット支給を行う等の「運転免許証自主返納支援制度」を実施している市町村も多くなっています。制度の内容は各市町村によって異なるため、問い合わせてください。また、運転免許証に代わる身分証明書としては「顔写真付き住民基本台帳カード」の利用も便利です。これについても、各市町村に問い合わせてください。

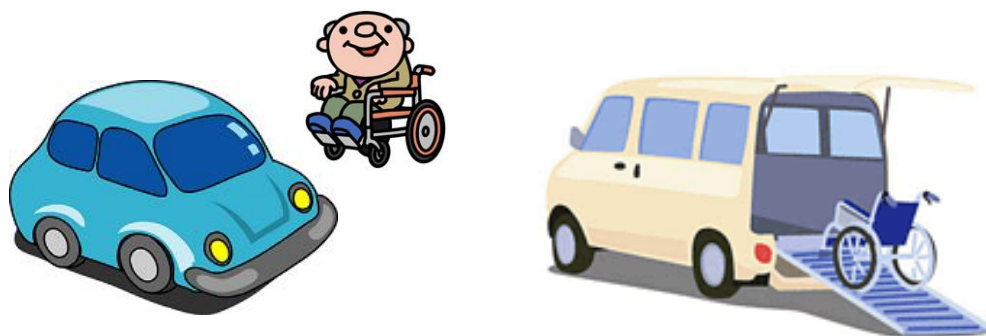
2. 障害者のための自動車関係の制度

(1) 自動車に関する減免制度、助成制度について

障害者や、障害者と生計を同一する介護者が所有する自動車で、一定の要件を満たす場合には申請によって税金の減免、各種の助成を受けることができます。

①減免制度、自動車改造費助成制度の対象となる自動車

- (ア) 障害者が所有する自動車で、当該身体障害者の方が運転する自動車
- (イ) 障害者本人以外が運転する場合は、障害者の通院、通学、通所又は生業のために、当該障害者等の方と生計を一にする方が運転する自動車(ただし、身体障害者で18歳未満の方、精神障害者、知的障害者の方と生計を一にする方が所有する自動車を含む)(生計同一者運転)
- (ウ) 身体障害者の方(単身、もしくは身体障害者等の方のみで構成される世帯に属する方に限る)が所有し、当該身体障害者の方の通院、通学、通所又は生業に使用(1年以上の継続的、かつ週に3回以上の日常的でなくてはならない)するために、当該身体障害者等の方を常時介護する方が運転する自動車(常時介護者運転)
- (エ) 構造上、専ら身体障害者の方等の利用に供する自動車
- (オ) 特別支援学校の寄宿舎や児童福祉に入寮(所)し、減免制度に該当する自動車のうち、月4回以上自宅から学校等までの間の送迎又は病院への送迎の用に供する自動車
- (カ) 社会福祉法に規定する事業を行う社会福祉施設の設置者又は経営者が所有し、専ら入所者用に供する自動車



② 税金の減免、助成制度の種類

○ 自動車税、軽自動車税の減免・自動車購入時の消費税、自動車取得税	
内容	自動車税、軽自動車税 自動車購入時の消費税、自動車取得税の減免 * 減免を受けられる自動車は対象者一人に対して一台
対象	身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、 精神障害者保健福祉手帳保持者 【P5.①(ア)～(カ)の自動車】
減免額	自動車税減免上限額 4万5千円/年 自動車取得税減免額 課税標準額300万円×税率 (取得価格が300万円以下の自動車の場合は全額免除)
申請先	各市町村福祉事務所 市町村で事業を行っていない場合は各都道府県窓口
○ 運転免許証取得費用の助成	
内容	運転免許証を取得する場合、教習を受けるために要する費用の一部が助成される。 * 自動車教習所に入校する前に申請が必要
対象	身体障害者手帳保持者 療育手帳、精神保健福祉手帳保持者 * 助成に該当する手帳等級は市町村によって異なる場合がある
助成額	自動車教習に要する費用(入所料、技能・学科および教育費)にかかる費用の2/3以内(限度額10万円)ただし、前年の所得税額によって助成額が異なる
申請先	各市町村福祉事務所 市町村で事業を行っていない場合は各都道府県窓口
○ 自動車改造費の助成	
内容	・身体障害者が、自ら所有し運転する自動車の改造(運転補助装置等)に必要な費用の一部が助成される。【P5①(ア)、(イ)】 ・身体障害者の介助のために車椅子昇降装置、固定装置等移動介護装置を装着、改造するために必要な費用の一部が助成される 【P5①(ウ)～(カ)】
対象	身体障害者手帳保持者 * 助成に該当する手帳等級は市町村によって異なる場合がある

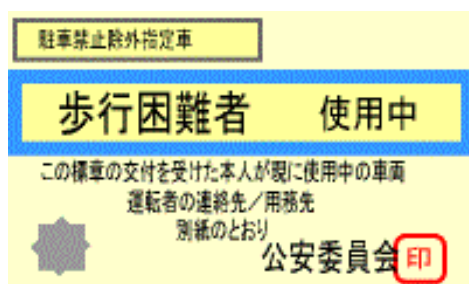
助成額	改造に要した費用の2/3以内(限度額10万円)ただし、所得制限前年の所得税額によって助成額が異なる
申請先	各市町村福祉事務所 市町村で事業を行っていない場合は各都道府県窓口
○自動車燃料費の助成	
内容	障害者やその家族が運転する自動車の燃料費の一部が助成される。 * 助成を実施していない、福祉タクシー券との併給を認めていない自治体もある
対象	身体障害者手帳保持者 * 助成に該当する手帳等級は市町村によって異なる場合があります。
助成額	実施市町村によって異なります。
申請先	各市町村福祉事務所 市町村で事業を行っていない場合は各都道府県窓口

これらの助成制度は市町村によって、実施の可否、対象者、申請方法、年間の助成人数に制限を設けている等の条件が異なる場合があります。

また、身体障害者の自動車運転の技能習得費、自動車購入資金については貸付の制度もあります。詳細については各申請先に問いあわせてください。

(2) 利用できる自動車関係の制度について

・身体障害者等用除外標章(駐車除外ステッカー)の交付



駐車禁止除外指定車標章とは、身体障害者手帳の交付を受け、一定の要件に該当している歩行困難な方に交付するもので、交付を受けている方が使用中の車輛に提示することにより、公安委員会による駐車禁止規制の対象から除くものです。申請については、住

所地を管轄する各都道府県の警察署(交通課)に問い合わせてください。

・有料道路交通料金の割引

身体障害者手帳を持つ身体障害者自らが運転する自家用車(18歳未満の場合は生計を一にする人若しくは常時介護する人が所有する乗用車)が日本道路公団などの管轄する有料道路を走行する際に通行料の50%以下の割引を受けることができます。詳細は各市町村に問い合わせてください。その他カーフェリー料金等の割引も受けられるため、各会社に問い合わせてください。

・パーキングパーミット制度

パーキングパーミットとは、身体障害者用駐車場を利用する際、利用許可証を発行する制度のことです。地方自治体が、障害者、高齢者、難病患者等の歩行困難者(有効期限5年)、妊婦、ケガ人等の一時的に歩行が困難な者(有効期限1年)に利用許可証を発行し、利用できる方を明確にすることで、適正利用を図る制度です。31府県2市(平成27年8月1日現在)で導入されています。申請は自治体によって異なるため、詳しくは各都道府県の窓口にお問い合わせください。



Ⅱ 自家用車の購入と改造

1. 介護用福祉車両の種類

福祉車両を購入する際、障害者自身が運転する場合と、自身が運転しない場合（介護用）に分かれます。介護用では大きく分けて車椅子ごと乗れるタイプと車椅子から移動して車両のシートに直接座るタイプの二つに分かれます。種類によって選択できる車両や使い勝手、価格がそれぞれ異なるため、使用する方や介助者の環境に合ったタイプを選ぶようにすることが大切です。

この項の内容は一般財団法人保健福祉広報協会より発行している「福祉機器の選び方 福祉車両編」を参考に記載していますので併せてご参照ください。

一般財団法人保健福祉広報協会

http://www.hcr.or.jp/howto/howto_2014_3

< 介助用の自家用車の選び方のポイント >

- ・スロープやリフトの乗降車時の昇降は安定しているか？
- ・開口部の出入りはスムーズか？
 - 車椅子乗車時の寸法を計測しておきましょう。肘がアームレストより外側に位置している場合や、転倒防止装置、リクライニング式の車椅子は普段乗車しているリクライニングの角度で測定しておきましょう。
- ・乗車が想定される場所周辺に余裕があるか？
- ・耐荷量は充分であるか？
- ・固定方法は介助しやすくなっているか？
- ・シートベルト装着の介助はしやすくなっているか？
- ・前方の視界は良好か？

① 介護用で車椅子のまま乗り込むタイプ

日常において車椅子を使用しており、自力や介助での自動車への乗り降りに苦勞する、身体機能によって自動車のシートに座れない等の方が選択されることが多いタイプです。

○スロープタイプ(スロープを使って車内に乗り込むタイプ)

手動、または電動によってスロープを車外に引き出し、車椅子を乗せます。軽自動車、普通車それぞれ種類があります。

<特徴>

- ・乗り込みスペースが必要
- ・介助者が運転中は目が届きづらく、コミュニケーションが取りづらい
- ・長時間の乗車は身体的負担が大きい
- ・乗車位置が低いため、リフト付きと比較すると揺れが少ない
- ・介助者にスロープを押す力が必要(電動で引き上げるタイプも有。)
- ・スロープ耐荷量 150～250 kg



○リフトタイプ(電動のスロープが搭載されたタイプ)

電動操作による車椅子専用のリフトを使って乗り降りします。大きな車輦が必要となるため、家庭用には不向きなものもあります。

<特徴>

- ・乗り込みスペースが必要
- ・介助者が運転中は目が届きづらく、コミュニケーションが取りづらい
- ・長時間の乗車は身体的負担が大きい
- ・電動で持ち上がるので、介助者の負担は軽減される
- ・道路形状によってリフトの乗降口が不安定となる
- ・耐荷重 170～200 kg



②介助用で自動車座席に乗り込むタイプ

自動車への乗り降りが自身で可能、または少介助で可能な方や介助者の介助方法が熟練している場合に選択されることが多いタイプです。特徴としては、車椅子と自動車の座席間の移乗が必要であること、車椅子の積み降ろしの介助が必要な点や3点式のシートベルトが装着できるため、安全性が高いこと、自動車の座席のヘッドレストやリクライニング機能を使用できることで、乗車時に快適性がある点が挙げられます。

座席がドアの外側に回転してスライドするタイプ(回転スライドシート)と、外側に回転した後、乗り降りしやすい低い位置まで下げられるタイプ(リフトアップシート)があり、それぞれ助手席、後部座席に設定ができます。

○助手席に乗り込むタイプ

<特徴>

- ・運転手が車内で介助ができ、コミュニケーションが取りやすい
- ・乗車中の前方の視界が良好
- ・頭上、足元が狭いため、股関節、膝関節が十分に曲がらない方は困難
- ・耐荷重 100 kg 以下



○セカンドシートに乗り込むタイプ

<特徴>

- ・乗降の介助が行いやすい
- ・介助者が横に座ることができる
- ・頭上、足元が狭いため、股関節、膝関節が十分に曲がらない方は困難
- ・耐荷重 100 kg 以下

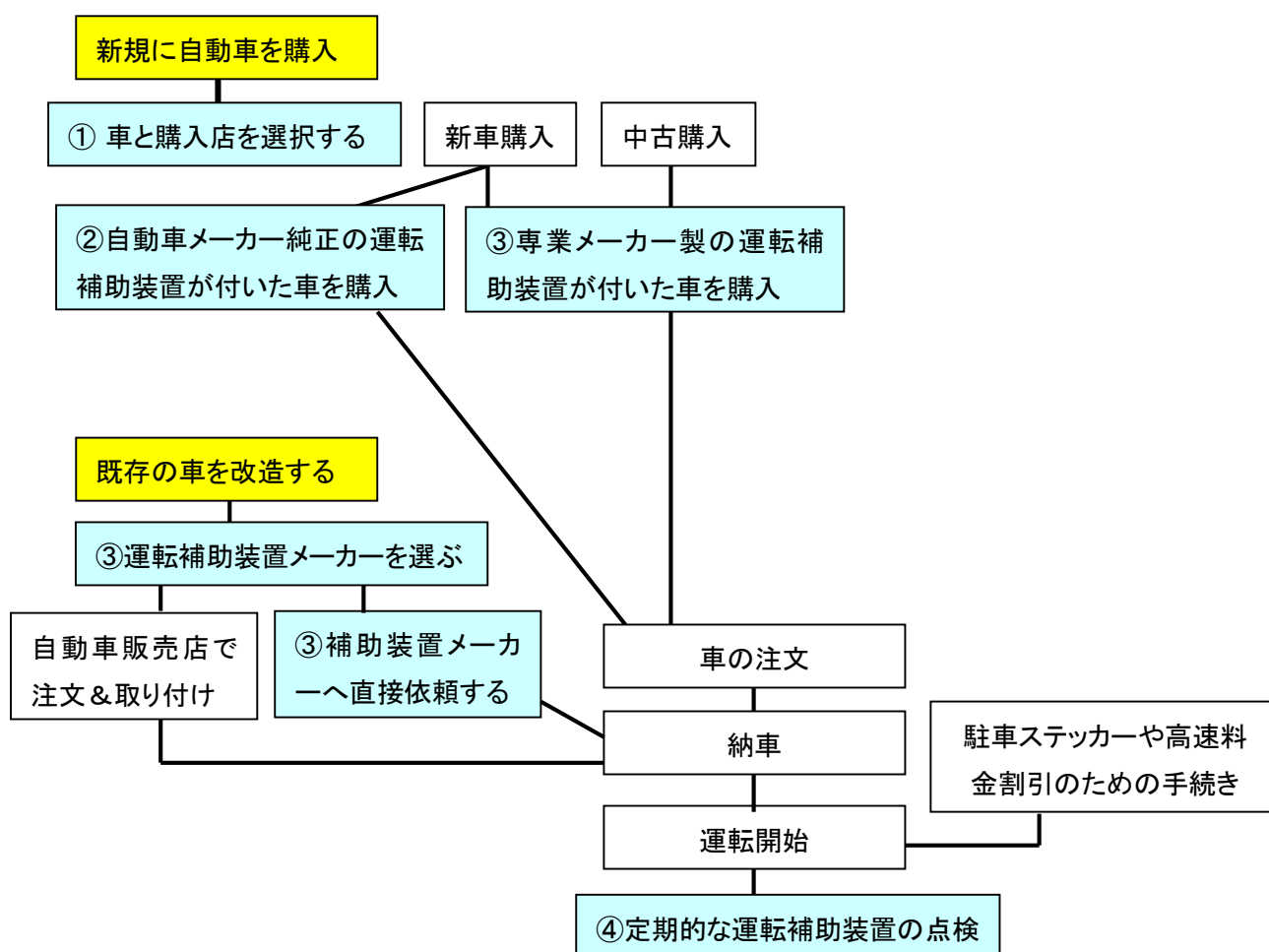


2. 自家用車の選択

(1) 自家用車購入、改造の流れ

障害者が運転補助装置を付けた自動車を購入する場合や、所有している自動車に運転補助装置を取り付ける場合の流れを以下に説明します。免許証を所持し、自動車を運転するということは、安全に対する責任と点検の義務を負っているということです。自身の障害に合った車種や運転補助装置を選択するため、十分な検討を行いましょう。

<購入と改造の流れ>



表：NPO 法人 日本身障運転者支援機構HP

- ① 車種を選択については、できるだけ移乗や運転操作時の負担の少ないものを選択しましょう。自動車の形状や運転席のシート高によっては車椅子と自動車間の移乗や車椅子の出し入れが行いにくい場合もあります。サイドブレーキの形状やスイッチ類の配置も車種によって様々です。自動

車メーカーの展示場を使って実際の車を見て確認する、操作困難が不安な箇所がある場合は事前にメーカーに問い合わせる等の確認を行うとよいでしょう。また、稀に運転補助装置が希望する車種に取り付けられない場合もあるため、確認が必要です。展示場で実際の車を見て確認する場合は、ハンドルのパワーステアリングのアシスト量も車種によって様々であるため、試してみるとよいでしょう。

購入する販売店については、助成制度や減免措置の手続きやアフターメンテナンス面等も考慮に入れて決定することをお勧めします。障害者の車の販売歴を聞いてみてもよいと思います。

- ② 自動車メーカーからあらかじめ運転補助装置が付いた状態の新車が販売されています。車椅子と自動車間の移乗を行いやすくするトランスファーボードや運転席の電動パワーシート、車椅子収納装置についてもあらかじめ取り付けてあるメーカー車種もあります。ただし、車種が限定されているため、自身のほしい車にメーカー純正の運転補助装置が付く設定がなかったり、運転補助装置やレバーの位置を自分の運位置にあわせて調整することが出来ない等の点があるため、注意が必要です。また、頸髄損傷等で手指の機能が障害されていると、メーカー純正の運転補助装置が使えないこともあるため、注意して下さい。



- ③ 車体を購入する販売店で運転補助装置と一緒に注文し取り付けられた状態で納車します。自動車メーカー純正の運転補助装置の使用が困難な場合や装置の位置調整が必要だと感じる方はこの方法を利用します。運転補助装置専門メーカーは国内にいくつかあります。形や使い勝手はもちろん、アフターサービスや保証制度の面も考慮して検討してください。また、メーカーで作製する補助装置は車種や障害の程度によって特注する部品があるため、流用はできません。

取り付けについても信頼できる業者を選ぶことが大切です。運転補助

装置メーカーは全国に支店や取り扱い認定店がありますので、定期的な点検時や故障時の対応時のためにも、居住地に近い業者を紹介してもらうとよいでしょう。車体と特定の運転補助装置（手動運転装置、左足アクセル、足踏み式方向指示器、右駐車ブレーキレバー、足動装置、運転用改造座席、車椅子移動車）を別々に購入すると、自動車取得税の減免が適応されず、車体に消費税がかかるため注意が必要です。

＜運転補助装置メーカー、ディーラー＞

- ・ニッシン自動車工業 <http://www.nissin-apd.co.jp/>
- ・フジオート <http://www.fujicon.co.jp/seihin/index.html>
- ・CRUISER GARAGE <http://www.cruiser.co.jp/autoadapt.html>
- ・ヤツヅカ福祉事業部 <http://294.yatsuzuka.jp/>

- ④ 手動運転装置や左足アクセル装置などは、後から付け加えられた装置であり、ねじの緩みや可動部品の給油など、定期的なメンテナンスが必要です。運転者が責任を持って行ってください。

(2) 自家用車を選ぶポイント

頸髄損傷等の身体障害者が自家用車を選ぶときは、運転免許の条件に自動車が適合しているか、車椅子と自動車間の乗降性、ハンドル操作性、ブレーキ操作性が障害の状態に適合しているかを確認しましょう。

実際に展示場や販売店で試乗するときには次のポイントについて確認しましょう。

乗降性

① 運転座席の座面の高さは適切か？

日常に使用している車椅子の座面と運転座席の座面の高さが違いすぎると、乗車が困難です。

② 運転席のドアステップの高さは適切か？

乗車の際、下肢を持ち上げることのできる高さより低い必要があります。

③ 運転席右端からロッカアウトパネルまでの距離は適切か？

距離が離れていると乗車中の上体のバランスが不安定になり、転落の危険があります。



車椅子積み下ろし	① 運転座席の座面の高さが適切か？ 運転席の座面が高くなると、車椅子を持ち上げる高さが高くなるため、大きな力が必要になります。また、上半身を大きく傾けないと車椅子に手が届かなくなるので、身体のバランスを崩しやすくなります。 ② センターコンソールボックスの高さは適切か？ コンソールボックスの高さ分、車内の高さが低くなるため積み下ろしが困難になります。 ③ 車椅子を積む場所(後部座席の足元)の高さは適切か？ 助手席と後部座席の間に車椅子を収納する場合は、後部座席の足元が低いと車椅子を下ろすときに持ち上げることが困難になります。
運転時の姿勢	① 運転席に座った後にハンドル、ブレーキ位置が操作できる位置にあるか？ 運転席のレールは後傾しているため、下肢に障害がある方は前方への調整が困難です。電動調整機能がついた運転座席を選択するか、運転席を後方にした状態でハンドル、ブレーキ操作が行えるか検討します。 ② 運転席からの前方の視界が確保でき、ヘッドレストが後頭部の近くに調節できるか？ ③ 運転姿勢を安定して保てるか？ 運転座席のシートバックのサイドサポートの形状や座席の大きさを考慮する必要があります。
ハンドルの操作性	① 自動車を停止させた状態でエンジンを始動し、正しい運転姿勢でハンドルをゆっくり左右に据え切りができるかどうか？ 据え切りの途中でハンドルが回せなくなったり、運転姿勢が著しく崩れたりする場合は操作に必要な力が不足しています。車種は限定されますが、通常のパワーステアリングと比較し40～60%軽減化したパワーステアリングを装備した自動車も販売されているため、障害の状態にあわせて選択します。
その他のチェック項目	以下の項目も確認し、必要な改造を検討します。 ・ドアの開錠、開閉(車外から、車内から) ・運転席位置、背もたれの調整 ・ルームミラー、ドアミラーの調整 ・シートベルトの着脱 ・エンジン始動、停止 ・チェンジレバー操作 ・駐車ブレーキ、ウinker、ライトスイッチ、ワイパーレバー操作 ・クラクション操作 ・窓の開閉

3. 自家用車の改造(運転補助装置)

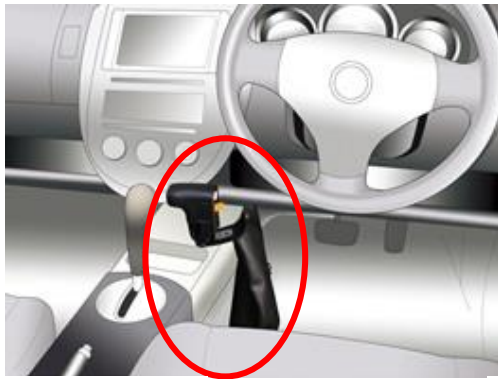
障害者が自動車を運転する場合、運転補助装置を取り付けるなどの自動車の改造が必要になる場合があります。運転補助装置にはどのようなものがあり、どのように操作するのかを知ることが大切です。またその他にも、どの部分の操作動作が困難で、改造が必要であるかを明確にしておく必要があります。

改造する車の機能	改造仕様
アクセル・ブレーキペダル	(1)手動運転装置 ・左アクセルペダル ・延長ペダル
ハンドル	(2)旋回装置
シフトレバー	(3)シフトレバーサポート
サイドブレーキ	(4)サイドブレーキサポート (5)手動サイドブレーキレバー
各スイッチ操作	(6)各種スイッチ増設・移設
車への移乗補助	(7)トランスファーボード
その他の補助	(8)ドアの開閉補助 (9)スタータースイッチ (10)ケイレン止めプレート 跳ね上げアクセル・ブレーキ
車椅子の積み込み補助	(11)車椅子収納・格納装置

(1) 手動運転装置

下肢でのアクセル・ブレーキ操作ができない頸髄損傷者では、手動運転装置を取り付けることでアクセル・ブレーキ操作が可能となります。一般的には乗降性を考慮して右ハンドルの場合はハンドルの左に設置し、左手で操作をします。手動運転装置にはフロアタイプとコラムタイプがあり、操作部を前方へ押すとブレーキ、後方へ引くとアクセル操作が出来るしくみになっています。

グリップ部分の形は様々な種類があり、方向指示器スイッチ、ホーンスイッチが付いており、手元で操作できるものもあります。また、ブレーキロックスイッチの位置が商品によって異なるため、自身で使いやすいものを選ぶとよいでしょう。



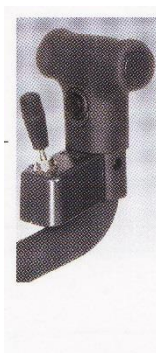
フロアタイプ



コラムタイプ



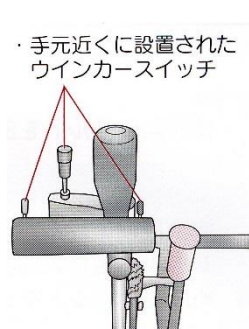
縦型グリップ



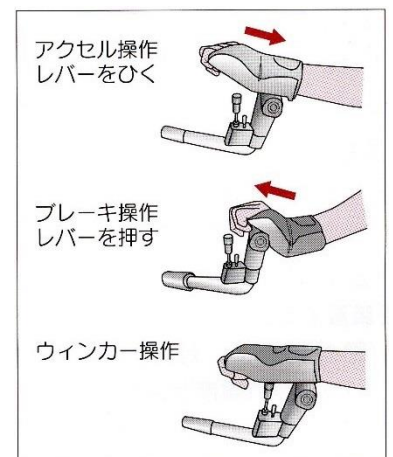
横型グリップ1



横型グリップ2



C6 用 L 型グリップ



手動装置の操作法

写図：ニッシン自動車工業 福祉車両総合カタログ 図：脊髄損傷理学療法マニュアル

(2) 旋回装置(旋回ノブ)

左手で手動運転装置を使用しアクセル・ブレーキ操作を行う場合や、手指機能に障害があり、ハンドルを握って旋回できない場合、旋回装置を使用します。手指に障害がなく、右手のみでハンドル旋回を行う対麻痺者であれば丸ノブを用い、手指機能に障害がある四肢麻痺者は上肢の機能に応じて、横型や縦型の旋回装置を使用します。

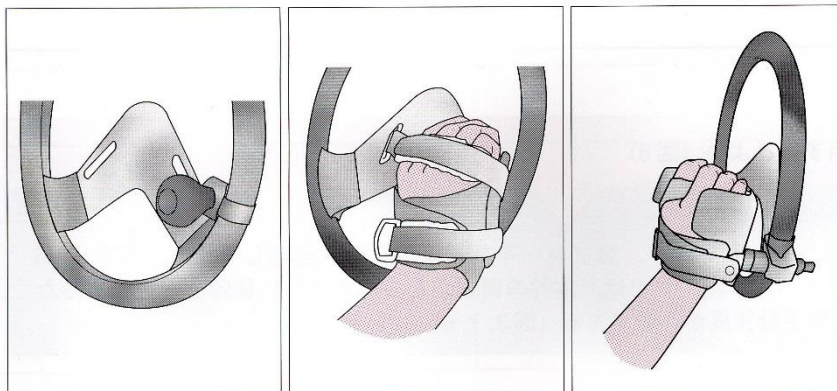


図 脊髄損傷理学療法マニュアル

(3) シフトレバーサポート



手指機能に障害がある頸髄損傷者等でシフトレバーのロック解除ボタンを押すことが難しい場合はボタンを押しながらシフトレバーをスライドできるように補助具を取り付けます。

(4) サイドブレーキサポート



シフトブレーキサポート同様、ロック解除ボタンを押しながらレバーの引き上げができるように補助具を取り付けます。

(5) 手動サイドブレーキレバー

ペダルタイプのサイドブレーキを手で押せるような補助具を取りつけます。レバーの長さや角度は車種や使用者の状況によって設計することも可能です。



(6) 各種スイッチの増設・移設

ライト関係、ウィンカーホーン、ハザード、パワーウィンド、エアコン等のスイッチに補助具を取り付ける改造や、スイッチ場所を移設し使いやすくします。



ライトスイッチ



パワーウィンドスイッチ



左ウィンカーレバー

(7) トランスファーボード

車椅子と自動車間の移乗の際、車椅子と自動車の座席シートの隙間を埋める折りたたみ式や着脱式のトランスファーボードを取りつけ、移乗を行いやすくします。



折りたたみ時



開いた状態

(8) ドアの開閉補助

運転席からのドアの開閉やバックドアが閉めやすいようにストラップ等をつけて、開閉しやすくします。



(9) スタータースイッチ

鍵の改造やスタートスイッチ部に補助具を付け、使いやすくします。最近では、キーレスエントリー、ボタン式のエンジンスターターやスマートエントリー等も主流になってきています。キーレスエントリー、エンジンスターターは後付けも可能であるため、利用すると便利です。

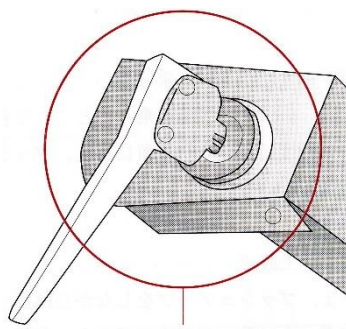


図 脊髄損傷理学療法マニュアル

(10) ケイレン止めプレート、跳ね上げ式アクセル・ブレーキ

ケイレン等で足が勝手にアクセルやブレーキを押してしまうことがある方は危険防止のため、ケイレン止めのプレートを取り付けることや、跳ね上げのアクセル・ブレーキに改造する方法があります。プレートは立ち上げ式のため、健常者の運転はプレートを折りたたむことで運転可能です。跳ね上げのプレートもプレートを下げて健常者の運転が可能です。身体の大きい方や座位バランスが不安定な方は下肢が前方へ位置して足元が狭くなるため、跳ね上げに改造するとよいでしょう。



(11) 車椅子収納・格納装置

自動車の屋根の上に車椅子を自動で積み込むオートボックス(ニッシン自動車工業社製)やチェアトッパー(オートアダプト社製)、チップトップ(フジオオート社製)や車椅子を後部座席に収納する際に補助となる室内クレーンは、自力で車椅子の積み込みを行うことが困難な場合に検討します。トヨタ自動車や日産自動車等の自動車メーカーにおいても車種は限定されますが車椅子の収納・格納装置をオプションで取り付けすることができます。

また、座面の高いワンボックスカーやミニバンの運転席への移乗を、専用シートを上下させることでサポートしながら、車椅子の収納も同時に電動で行えるウェルライドも近年販売が開始しています。



オートボックス操作時

【参考文献】

- ・頸髄損傷者のための自己管理支援ハンドブック
国立別府重度障害者センター 頸髄損傷者自己管理支援委員会編集 中央法規
- ・脊髄損傷理学療法マニュアル 編集 岩崎洋 文光堂
- ・頸髄損傷理学療法マニュアル 2014 年度版
国立身体障害者リハビリテーションセンター自立支援局 別府重度障害者センター
- ・福祉車両総合カタログ Vol.26 ニッサン自動車工業
- ・福祉機器の選び方 福祉車両編 一般財団法人 保健福祉広報協会
- ・厚生労働省 HP <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/>
- ・NPO 法人日本身障運転者支援機構 www.hcd-japan.com/drive/kounyuu-glide.htm

国立障害者リハビリテーションセンター 自立支援局

別府重度障害者センター

(支援マニュアル作成委員会編)

〒874-0904 大分県別府市南莊園町2組

電話：0977-21-0181

HP：<http://www.rehab.go.jp/beppu/>

初版 平成27年9月発行